

令和6年第2回臨時會議

中之条町議会議録

令和6年10月29日 再開

令和6年10月29日 散会

中之条町議会

令和6年第2回中之条町議会 臨時会議 会議録 第1日

招集年月日 (会議)	令和6年10月29日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
再開 日時	再開	令和6年10月29日 午前10時00分						
	散会	令和6年10月29日 午前10時41分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	原沢 香司	応招	出席	9番	富沢 重典	応招	出席
	2番	福田 公雄	〃	〃	10番	関 常明	〃	〃
	3番	山本 修	〃	〃	11番	唐沢 清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃	12番	福田 弘明	〃	〃
	5番	山田みどり	〃	〃	13番	剣持 秀喜	〃	〃
	6番	佐藤 力也	〃	〃	14番	小栗 芳雄	〃	〃
	7番	関 美香	〃	〃	15番	安原 賢一	〃	〃
	8番	大場 壯次	〃	〃				
会議録署名議員	3番 山本 修		4番 割田 三喜男		5番 山田 みどり			
職務のため出席した者の 氏名	事務局長		田村 深雪		書記		山田 和弥	
	議事書記		小板橋 千晶		書記		木暮 駿希	
	議事書記		割田 祐太					

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸 茂樹	農林課長	飯塚 和子
	副町長	篠原 良春	観光商工課長	山本 嘉光
	教育長	山口 暁夫	建設課長	本多 宏幸
	総務課長	朝賀 浩	企業課長	山田 秀樹
	防災安全課長	篠原 充	六合支所長	油井 文男
	税務課長	齊藤 泰典	会計管理者	安原 隆一
	地域共創課長	湯本 文雄	こども未来課長	山本 伸一
	住民福祉課長	山田 行徳	生涯学習課長	剣持 和美
	保健環境課長	小池 宏之	教習所長	橋爪 勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(令和6年10月29日午前10時00分開議)

第1 会議録署名議員指名

第2 審議期間の決定

第3 議案第 1号 令和6年度中之条町一般会計補正予算(第5号)

第4 議案第 2号 中之条町自動車教習所事業の設置等に関する条例の一部改正について

第5 議案第 3号 令和6年度中之条小学校体育館GHPエアコン設置工事請負契約の締結について

第6 議案第 4号 財産の取得について

議案第 5号 財産の取得について

第7 報告第 1号 専決処分の報告について

報告第 2号 専決処分の報告について

○

◎ 開会前のあいさつ

○議長(安原賢一)みなさん、こんにちは。

本日ここに令和6年第2回中之条町議会臨時会議を招集したところ、議員各位には早速ご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。

傍聴席につきましては、映り込まないように配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり大きな声を出したりされますと録画録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

さて、今臨時会議には、令和6年度一般会計補正予算などの提出が予定されています。慎重審議のうえ、適切な議決をお願いいたします。

○

◎ 開議(午前10時00分)

○議長(安原賢一)ただいまの出席議員は15名です。

これより令和6年第2回中之条町議会臨時会議を開きます。

○

◎ 会議録署名議員指名

○議長(安原賢一)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、3番、山本修さん、4番、割田三喜男さん、5番、山田みどりさんを指名します。

○

◎ 審議期間の決定

○議長(安原賢一) 日程第2、審議期間の決定について議題とします。

お諮りします。

今臨時会議の審議期間は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議なしと認めます。

よって、今臨時会議の審議期間は、本日1日限りと決定しました。

○

◎ 議案第 1号 令和6年度中之条町一般会計補正予算(第5号)

○議長(安原賢一) 日程第3、議案第1号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長(外丸茂樹) それでは日程に従いまして、議案第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 令和6年度中之条町一般会計補正予算第5号でございますが、今回、補正をお願いする額は、歳入歳出ともに、997万5,000円を追加し、補正後の予算総額を106億5,929万9,000円にいたしたいものということでございます。

まず、歳入といたしましては、21款 諸収入として、公有建物災害共済金242万1,000円、群馬県市町村振興協会 魅力あるコミュニティ助成金200万円を見込ませていただき、不足する財源につきましては、繰越金を充てさせていただきます。

次に歳出について、申し上げます。

2款 総務費では、役場庁舎管理事業において、庁舎2階に設置してあります、防火シャッター2基が老朽化に伴い、動力機器が故障したため、ローラーチェーンや自動閉鎖装置などの部品交換にかかる費用、及びこれに伴う天井工事等の費用をお願いしております。

また、各種団体負担金及び補助金では、先ほど歳入で申し上げました、魅力あるコミュニティ助成金を財源として、「中之条地区第8区 仲之町山車保存会」において、祇園祭山車提灯や、祭衣装等の新調に伴う助成金をお願いするものであります。空家等対策事業では、「空き家の解体」、「リフォーム」及び「家財道具等の片付け」にかかる補助金につきまして、7月にも増額補正をお願いいたしましたが、その後、申請件数が、さらに増加することが予想されるため、今後の状況も考慮し、補助金の増額をお願いするものであります。

7款 商工費では、落雷により中之条ガーデンズの福寿館や薬草加工工場等の自動火災報知設備受信機やエアコンのほか、公衆無線LAN機器が壊れてしまったため、修繕にかかる費用を計上させていただきました。なお、財源につきましては、一部の施設を除き、公有建物災害共済金を充当させていただくものとなっております。

10款 教育費では、給食センター運営管理事業において、東部給食センターのコンテナ出入口から通路間の屋根段差周辺の隙間から、害虫等が侵入するおそれがあるとの指摘を受けたため、害虫等侵入防止対策として隙間を埋めるための修繕とあわせて、シロアリ類の防除作業にかかる委託料をお願いするものであります。

以上が、今回お願いいたします補正の主な内容であります。いずれも今年度執行していかなければならない事業と考えておりますので、よろしくご審議をいただきたくお願い申し上げ、議案第1号の提案理由とさせていただきます。

○議長(安原賢一)提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

○議長(安原賢一)12番、福田さん

○12番(福田弘明)空き家対策事業についてお尋ねします。町長の説明のように、7月にも増額補正行っておりまして、非常に町民の方から好評を得ている事業かなと思っております。今回上程されております費用については何件分予想されているのかお伺いします。

○議長(安原賢一)防災安全課長

○防災安全課長(篠原充)今回お願いをいたしております補正なんですけれども、現在空き家解体の助成金につきまして申請が11件出ております。金額で738万7,000円。空き家リフォーム助成金が6件、570万円。空き家家財道具等片付け補助金が5件、42万6,000円。合計1,351万3,000円の執行になっております。相談中につきまして、解体が2件、改修が2件、片付けが2件、総額1,711万3,000円ほどとなりまして306万3,000円の不足となることから今回補正をお願いするものです。以上です。

○議長(安原賢一)12番、福田さん

○12番(福田弘明)先ほども述べましたが、非常に町民の方に活用されていて有効性のある事業と思っております。実際に解体された人の話によりますと、もう少し助成を上げていただくと非常にありがたいというのを伺っております。つきましては、来年度におきましてはこういうふうな形で非常に需要もあるということで更に検討を加えて予算付けを行っていただければと思います。

○議長(安原賢一)答弁はいいですか。

○12番(福田弘明)はい。

○議長(安原賢一)ほかにございますか。

(発言する人なし)

○議長(安原賢一)別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一)異議ないもとの認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は、起立により行いたいと思いますが、ご異議ございません

か。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一)異議ないものと認め、直ちに採決に入ります。

議案第1号 令和6年度中之条町一般会計補正予算(第5号)について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一)起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第 2号 中之条町自動車教習所事業の設置等に関する条例の一部改正について

○議長(安原賢一)日程第4、議案第2号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長(外丸茂樹)続きまして、議案第2号 中之条町自動車教習所事業の設置等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

群馬県より、各市町村の規程等において、障害を理由とする不当な差別的取扱いに抵触する可能性のある規程の見直しについて依頼があり、確認したところ、中之条町自動車教習所事業の設置等に関する条例第8条に規定しております、教習所の使用に関して承認を与えない者のなかに「精神異常者」という文言が含まれております。

現在、心身に障害のある方の免許取得の可否につきましては、警察が行う適性検査による安全運転相談の結果により、警察において個別に判断しているところでございます。

従いまして、第8条に規定する「精神異常者」を「警察の適性検査による安全運転相談において、免許取得不可と認められた者」に文言の修正を行いたいものでございます。

ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(安原賢一)提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する人なし)

○議長(安原賢一)別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一)異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第2号 中之条町自動車教習所事業の設置等に関する条例の一部改正について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一)起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第 3号 令和6年度中之条小学校体育館GHPエアコン設置工事請負契約の締結について

○議長(安原賢一) 日程第5、議案第3号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長(外丸茂樹) 議案第3号 令和6年度中之条小学校体育館GHPエアコン設置工事請負契約の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本年度当初予算においてご議決をいただき、物価高騰や追加工事などから、9月補正予算において予算の増額をお願いいたしました「中之条小学校体育館のGHP空調設備設置工事」につきまして、その契約内容が確定いたしましたので、ご議決をいただきたいものでございます。

中之条小学校体育館は、災害時の避難所として、避難される住民が安心して過ごせる環境を整備し、平時においては、子どもたちの安心安全な教育活動を継続するため、ガスヒートポンプエアコンの設置を行いたいものでございます。

去る10月17日に執行した入札において、株式会社唐沢工務店が落札し、6,380万円で契約の締結をお願いしたいものでございます。工期につきましては、令和7年1月31日までを予定しております。

ご審議いただき、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(安原賢一) 提案理由の説明が終わりましたので、続いて補足の説明をお願いします。

こども未来課長

(議案第3号について、こども未来課長補足説明)

○議長(安原賢一) 補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(発言する人なし)

○議長(安原賢一) 別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議ないもとの認め、採決に入ります。

議案第3号 令和6年度中之条小学校体育館GHPエアコン設置工事請負契約の締結について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第4号 財産の取得について

◎ 議案第5号 財産の取得について

○議長(安原賢一)日程第6、議案第4号及び議案第5号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長(外丸茂樹)それでは、議案第4号及び議案第5号 財産の取得につきまして、提案理由の説明を申し上げます。財産の取得につきましては、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において、予定価格700万円以上の動産の買入れについては、議会の議決を要することが規定をされております。

議案第4号及び議案第5号につきましては、令和2年度及び令和6年度の小学校の教科書改訂に伴い、教師用の教科書及び指導書並びに指導用教材を購入するにあたり、700万円以上であったにも関わらず、議会の議決を経ることなく契約を締結してしまったものでございます。

これにつきましては、令和6年度になり、県内の一部の自治体におきまして、教科書等の購入契約に際し、議会の議決を経ずに実施していたことが判明したことから、中之条町におきましても改めて確認を行ったところでございます。本町では、教師用の教科書及び指導書等につきまして、予算上消耗品として計上しており、消耗品はその使用頻度や使用期限等から物品には当たらないとの見解でございましたが、契約の考え方や捉え方について、群馬県市町村課へ照会を行ったところ、教科書、指導書、指導用教材は、それぞれ別の物品であっても関連性があることから、一体的なものとして捉えるべきであり、消耗品であっても物品に含まれる旨の回答を得ました。本件につきましては、契約の考え方や捉え方に違いがあったとはいえ、議会の議決を経ることなく契約を行ったことは、事務処理を行うに当たり関係法令等の認識を欠いていたことに起因したものであり、深くお詫び申し上げます。どうもすみませんでした。

今後の対策といたしましては、職員の意識強化を図るとともに、手続きの徹底として、議会の議決を経る必要がある案件の場合、予算執行部署だけでなく、財政や法規を担当する総務課や契約を所管する防災安全課等と確認するなどの方策を講じ、このようなことが起こらないように取り組みを進めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

この度の契約は予算に基づいて執行されておりますが、このままの状態であれば違法であり無効となりますので、議会の追認による議決をいただくことにより、議決を欠くという瑕疵が治癒されるという判例があることから改めてご議決を賜りたく議案として提案させていただいたものでございます。

それでは、まず議案第4号 財産の取得につきまして、説明を申し上げます。

令和2年度の当初予算におきまして、小学校教科書の改訂に伴い、教師用教科書及び指導書並びに指導用教材を購入するにあたり、中之条小学校と六合小学校の教育振興事業の2つの事業予算の中で、10節 需用費の消耗品として、「教科書改訂準拠教材費」をご議決いただいております。

教師用教科書、指導書、指導用教材につきましては取次供給所が選定されていることから特命随意契約により、株式会社 ちぎりいち町田儀平商店と865万8,158円での契約の締結をお願いしたいものでございます。なお、納入は、令和2年4月から9月に納入されております。

続きまして、議案第5号 財産の取得につきまして、説明を申し上げます。

こちらは、令和6年度の当初予算におきまして、小学校教科書の改訂に伴い、教師用教科書及び指導書並びに指導用教材を購入するに当たり、中之条小学校と六合小学校の教育事業の2つの事業予算の中で10節 需用費「教科書改訂準拠教材費」としてご議決をいただいております。こちらにつきましても、特命随意契約により、株式会社 ちぎりいち町田儀平商店と1,302万6,710円での契約の締結をお願いしたいものでございます。納入は、令和6年5月から8月に納入されております。

どちらの議案につきましても、行政運営上あってはならないものであり、重ねて深くお詫び申し上げますとともに、義務教育の充実のため必要不可欠な財産の取得でございますので、何卒ご理解いただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議長(安原賢一)続いて教育長から説明の申し入れがありましたので許可します。教育長。

○教育長(山口暁夫)議長のお許しを得ましたので、本事態の受け止め方に対しまして申し上げさせていただきます。

小・中学校の児童・生徒が使用する教科書は、国の教科書無償給与制度により無償で配布されますが、教師が使用する教科書及び指導書については、無償給与制度の対象とならないため、町が教科書取扱書店から特命随意契約により購入しております。

教師用指導書の購入は、教科書採択が実施された年度の翌年度に行われ、次回の教科書採択により新たな教科書が決定するまでの間、約4、5年程度使用しております。

当町では、令和2年度及び令和6年度に購入した小学校の教師用教科書及び指導書並びに指導用教材一式について、予定価格が700万円以上であり、議会の議決が必要であったにもかかわらず、議決を経ずに購入していたものでございます。

本事案に際しまして、議会の議決を経ず法令に反して契約を行い、速やかに事後の対応を行わなかったことはあってはならないことであり、組織的な検討・対応が速やかに行われなかったこと、法令解釈について深い検討が行われなかったこと等により、結果として町行政に対する町民の信用を失墜させる結果を招いたことを大変重く受け止めております。

このことを教訓に、今後職員一丸となって信頼回復に努めていきたいと考えております。心より深くお詫び申し上げます。詳細につきましては、こども未来課長から説明させます。以上でございます。

○議長(安原賢一)続いて補足の説明をお願いします。こども未来課長

(議案第4号及び5号について、こども未来課長補足説明)

○議長(安原賢一)補足の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(発言する人なし)

○議長(安原賢一)別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一)異議ないもとの認め、採決に入ります。採決は個々の議案毎に行います。

最初に、議案第4号 財産の取得について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一)起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に議案第5号 財産の取得について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一)起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎ 報告第1号及び2号 専決処分の報告について

○議長(安原賢一)日程第7、報告第1号及び第2号を一括議題とします。

町長から報告を求めます。町長

○町長(外丸茂樹)それでは、報告第1号及び報告第2号につきまして、説明を申し上げます。

まず、報告第1号 専決処分の報告につきましては、令和6年度 中之条町一般会計補正予算(第4号)につきまして、議会の議決により指定された事項につき、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、10月1日に専決処分させていただきましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分の内容でございますが、歳入歳出それぞれ1,180万円を追加し、補正後の予算総額を106億4,932万4,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、10月27日に執行されました、衆議院議員選挙等にかかる費用につきまして、選挙までの期間がなく、速やかに執行する必要があったため、専決処分とさせていただいたものでございます。歳入につきましては、衆議院議員選挙執行費委託金を見込ませていただいております。

続きまして、報告第2号 専決処分の報告では、受傷事故の和解につきまして、専決処分をさせていただいたものでございます。

令和6年8月16日、午後2時頃、四万地内の甌穴において、相手方が鋼製メッシュ板の階段を歩いていた際、メッシュ板が反動で捲りあがり、両側下腿に打撲傷等を負ったもので、町側の過失100%で和解したものでございます。

以上申し上げ 報告第1号及び第2号の説明とさせていただきます。

○議長(安原賢一)報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(発言する人なし)

○議長(安原賢一)別段ないようですので、報告を終わります。

○

◎ 散 会

○議長(安原賢一)以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

これをもって、令和6年第2回中之条町議会臨時会議を散会します。

大変ご苦労さまでした。

(散会 午前10時41分)

地方自治法第 123 条第2項の規定によりここに署名する。

中之条町議会議長 安原 賢一

中之条町議会議員 山本 修

中之条町議会議員 割田 三喜男

中之条町議会議員 山田 みどり